

車両系建設機械構造規格の一部改正の概要

動力を用いて不特定の場所を自走することのできる鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及びつかみ機（以下「新たな解体用機械」という。）について、これらの機械による労働災害を防止するため、一定の規格を具備しなければ譲渡等をしてはならないこととする。

新たな解体用機械が具備しなければならない構造規格については、安定度、アーム等の昇降による危険防止設備など、原則として、車両系建設機械構造規格（昭和 47 年労働省告示第 150 号）に規定される車両系建設機械の構造規格と同様とする。その上で、新たな解体用機械の用途、性質に応じて、飛来物による危険を防止するための設備の設置や装着可能なアタッチメントの重量の表示等を義務付けるとともに、長尺又は複数段のブーム若しくはアームを備えたものについて、転倒を防止する構造の確保やブームの急激な降下を防止するための装置の設置を義務付けることとする。

また、解体用に用いられるブレーカについて、破砕物等の飛来による労働災害の危険性が高いことを踏まえ、鉄骨切断機等と同様の運転室の構造規格を定めるとともに、アタッチメントの取替えが想定される車両系建設機械一般について、新たな解体用機械と同様の表示を義務付けることとする。